

平成30年度事業
認知症対応型共同生活介護整備事業者公募要項

平成30年5月

和歌山市 介護保険課

目次

1	公募の目的	1
2	公募対象施設	1
3	応募者の資格要件	2
4	応募要件	3
5	応募手続	4
6	審査	5
7	留意事項	5
別表1	日常生活圏域一覧	6

1 公募の目的

和歌山市では、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき介護保険関連施設の計画的な整備を実施しています。

本公募において、本市における介護保険基盤を強化することを目的に認知症対応型共同生活介護事業所の整備を行います。

本公募は、地域密着型サービスの提供を行う指定予定業者を選定するものであり、本公募により選定された者が必ず指定されることを確約するものではありません。

2 公募対象施設

(1) サービスの種類

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

（介護予防認知症対応型共同生活介護の指定も併せて受けること。）

(2) 整備数

18名分

（1ユニットの定員は9名とし、整備後のユニット数は2ユニットを超えないこと。）

(3) 応募条件

整備区分	条件
新設	1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所を除いた地域密着型（介護予防）サービス事業所を併設する。 2) 整備予定地は、第7及び第9日常生活圏域以外であること。 （※日常生活圏域については、P6別表1参照）
増床	増床の場合、併設サービスや整備予定地の指定のような条件はありません。

※ 上記以外の他の介護保険関係事業所の併設については、任意としますが、それぞれの指定基準を満たす必要がありますので、留意してください。

※ 併設事業所の選択は、整備予定地の日常生活圏域のニーズを調査するなど、地域で必要とされるサービスを選択してください。

※ 和歌山市では、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を推進しており、併設事業所に選択される場合は、整備事業者の選定において加点します。

※ 建設地については、新設の場合は第7及び第9日常生活圏域を除く地域とします。なお、地域密着型施設として、各圏域の立地バランスを考慮する必要があることから、他の認知症対応型共同生活介護事業所の立地状況を確認の上、特に整備の必要性が高いと考えられる圏域（第3・5・8・11・14日常生活圏域）（※日常生活圏域については、P6別表1参照）の整備について、ご検討をお願いします。

※ 今回の公募は、平成30年度事業です。原則的に、平成30年度中に整備事業を完了するものとします。

3 応募者の資格要件

- (1) 法人格を有し、介護保険事業の実績を有する者
- (2) 介護保険法第78条の2第4項及び第6項並びに第115条の12第2項及び第4項に定める地域密着型サービス等事業者の指定に係る欠格事項に該当しないこと。
- (3) 和歌山市暴力団排除条例（平成23年10月3日 条例第28号）第2条に規定する、暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 法人及び法人代表者が市税等を滞納していないこと。

4 応募要件

(1) 整備計画について

施設整備計画、事業計画の策定にあたっては、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法その他関係法令及び関係通知並びにこの要項等を十分に確認し、関係部署・機関と打ち合わせを行ったうえでご応募してください。

(関係通知)

- ・和歌山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)
- ・和歌山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(参考文献)

- ・介護保険制度の解説 - 平成27年8月版 -
発行 社会保険研究所
- ・介護報酬の解釈1 単位数表編 - 平成27年4月版 -
発行 社会保険研究所
- ・介護報酬の解釈2 指定基準編 - 平成27年4月版 -
発行 社会保険研究所
- ・介護報酬の解釈3 QA・法令編 - 平成27年4月版 -
発行 社会保険研究所
- ・老人福祉関係法令通知集 [平成27年版]
発行 第一法規
- ・個室ユニットケア型施設 計画ガイドライン
発行 (社)日本医療福祉建築協会 発売 中央法規出版株式会社

(2) 整備予定地について

ア 整備予定地は事業者が確保すること。(応募時において確保する必要はありませんが、売買確約書等により事業予定地が確保されていること)

イ 都市計画法、農地法、文化財保護法等の許認可が確実に得られること。(応募前に必ず各担当部署の窓口で認知症対応型共同生活介護事業所の整備に際し必要となる手続の確認を行い、【様式6】で報告してください。)

ウ 災害(土砂・がけ崩れ・洪水・津波等)に対する安全性が確保されていること。

エ 抵当権などの所有権を制限する権利が設定されていないこと。設定されている場合は、その権利の抹消が確実であること。

オ 整備予定地の隣接地権者、町内会等の地域住民に対して説明等の必要な対応を行い、施設建設が円滑に進められる見込があること。

5 応募手続

(1) 応募書類の提出

- ア 受付期間 平成30年5月7日(月)から同年5月25日(金)まで
- イ 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- ウ 受付方法 和歌山市役所東庁舎2階介護保険課給付班窓口に応募申込書を持参
- エ 提出書類 別紙「提出書類一覧表」参照のこと。

※提出書類一覧の順番にA4サイズ(図面等はA3版をA4折とする)・左綴じで整理し、書類番号のインデックスをつけてください。

- オ 提出部数 正本 1部 副本 7部(副本はコピー可)(計 8部)
- カ 提出方法 持参のみとし、郵送及びFAXは不可とする。

(2) 質問方法及び回答方法

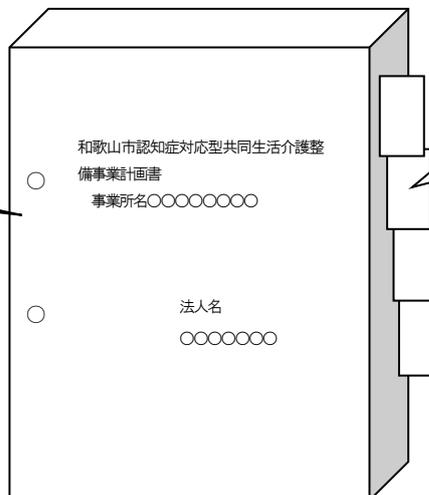
- ア 質問方法 公募要項に関する質問受付については、FAX又はメールで、質問票【様式7】によるものとし、電話、口頭での問い合わせには応じません。
- イ 受付期間 平成30年5月23日(水)午後5時まで
- ウ 回答方法 質問者にはFAX又はメールで回答します。質問期間内に寄せられた質問については取りまとめてホームページに掲載します。

エ 質問受付先

和歌山市健康局保険医療部介護保険課
〒640-8511
和歌山県和歌山市七番丁23番地
FAX 073-435-1296
E-mail kaigohoken@city.wakayama.lg.jp

【作成例】

左側で綴じてください



インデックス
例) 2 経歴書

6 審査

- (1) 審査は提出書類及びヒアリング（日程については書類提出後に個別に通知します。）により行います。
- (2) 応募者がいない場合、又は審査の結果によりすべての提案について適当でないと判断した場合は、法人の決定（整備枠の配分）を行わないことがあります。
- (3) 本審査において決定するのは、施設整備計画上の整備枠配分に基づく協議対象者であり、この決定において施設整備における各種法律上の制限・許認可及び事業者の指定を受けたことにはならないので注意してください。
- (4) 審査結果は、市のホームページに掲載するとともに応募者に郵送で通知します。

7 留意事項

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類の受付期間以降の差し替え及び再提出は原則認めません。
- (3) 提出された書類は、返却しません。
- (4) 応募者が提出した書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに所要の措置を講じることがあります。事業開始までの間に提出書類の内容に変更をきたす場合などには、決定を取り消す場合があります。
- (5) 応募件数は、1法人につき1施設を上限とする。
- (6) 施設の整備に当たって、本市からの補助金等はありません。なお、開設準備については、補助対象となる場合があります。

別表1

日常生活圏域一覧

※所在地から地区を調べる場合

和歌山市ホームページのトップページから、
組織案内
 ↓
自治振興課
 ↓
 「あなたがお住まいの地区をお調べできます」で調べることができます。またページ番号1006534でも調べることができます。

日常生活圏域	地区名
1	加太
	西脇
2	木本
	貴志
3	松江
	湊
4	野崎
	楠見
5	有功
	直川
6	紀伊
	山口
	川永
7 ※新設の募集はありません。 (増床は可)	西和佐
	和佐
	小倉
8	東山東
	西山東
	岡崎
9 ※新設の募集はありません。 (増床は可)	三田
	名草
	安原
10	雑賀
	雑賀崎
	田野
	和歌浦
11	宮
	宮前
12	砂山
	吹上
	今福
	高松
13	新南
	大新
	広瀬
	芦原
14	四ヶ郷
	宮北
	中之島
15	本町
	城北
	雄湊